

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3348号)

令和8年6月18日

横 情 審 答 申 第 3348 号
令 和 8 年 6 月 18 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年9月30日建違対第453号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和6年7月12日、横浜市旭区特定地において立ち会いを行った案件に
対する勧告文書」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和6年7月12日、横浜市旭区特定地において立ち会いを行った案件に対する勧告文書」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和7年7月22日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

開示請求書に記載された内容から、審査請求人が求める勧告文書とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく勧告書ではなく、令和6年7月12日、建築局違反对策課の職員が横浜市旭区特定地の訪問（以下「本件訪問」という。）を行った際に要望された案件について、所管課となる旭土木事務所へ情報共有を行うために作成した書類と解した。本件訪問時に情報共有のためにメモを取り、旭土木事務所へ口頭で情報共有を行ったが、建築局違反对策課の所管業務ではないため当該メモは破棄しており、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 建築局建築審査課から、平成21年4月1日付で建築局違反对策課は、本件本書に係る事務の移管を受け、証拠に基づいた勧告書の発動等の掌理事務の解決をせずに、捨ててはいけない重要な情報の保存された写真及び文書の廃棄を、1年未満の短期間で行ったのは妥当ではない。
- (3) 現況確認時に撮影された写真や作成された文書は、意思決定前の審議・検討段

階において取得されたものであり、行政文書として保有されるべきものである。事案が未解決であるかに関わらず、保存期間内に廃棄したとする説明は不合理である。

- (4) 審査請求人に対する違反勧告が存在するかどうかのような文書が創作され、請求内容をすり替えた表題で弁明が行われた。これは事実の捏造に該当し、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条の趣旨に反している。

5 審査会の判断

- (1) 建築基準法等に違反する工作物等の違反是正に係る事務について

建築局違反对策課では、建築基準法、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の法令に違反する建築物等について、違反建築物の所有者、占有者、工事施工者等に対して違反の是正指導や措置命令を行っている。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書、審査請求書、反論書及び主張書面の記載から、本件訪問時に建築局違反对策課職員が書き留めたメモ及び現地で撮影した写真と解される。

- (3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件訪問では、要望された案件内容が旭土木事務所の所管する事務であったため、旭土木事務所に情報を共有するために要望内容のメモを取り、場所の確認のために写真撮影を行った。

(イ) その後、旭土木事務所へ本件訪問の際に撮影した写真を提示し、口頭で情報共有を行ったが、建築局違反对策課の所管業務ではなく、保存期間1年未満の事務連絡文書であるため、情報共有後にメモ及び写真を廃棄している。

イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

- (4) 付言

審査請求人は、上記4(4)の主張をする。

実施機関の説明及び弁明書の記載から、実施機関は、開示請求書に記載のある勧告文書を本件訪問時に旭土木事務所へ情報共有をするために作成したメモ及び写真と解して文書を特定し、不開示決定を行ったものと認められる。しかしながら、本件不開示決定通知書の「1 開示請求に係る行政文書」欄には、「令和6年

7月12日、横浜市旭区特定地において立ち会いを行った案件に対する勧告文書」
とのみ記載されている。

実施機関は、特段の事情がない限り、特定された行政文書の名称を具体的に開示決定等通知書に明示することが必要であり、今後の運用においては的確を期すこととされたい。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和7年9月30日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和7年10月23日	・実施機関から反論書の写しを受理 ・審査請求人から主張書面を受理
令和8年3月19日 (第325回第三部会)	・審議
令和8年5月21日 (第326回第三部会)	・審議